

わたくしの作文 実施要領

主催 株式会社 和歌山放送
提供 和歌山県農業協同組合
わかやま市民生活協同組合
後援 和歌山県
和歌山県教育委員会
和歌山県連合小学校長会
和歌山県中学校長会
和歌山県小学校教育研究会国語部会
和歌山県中学校教育研究会国語部会
和歌山県 PTA 連合会

和歌山放送ラジオ わたくしの作文

- 目 的

小・中学校児童生徒の作文を募集し和歌山放送の電波を通じ放送することにより、児童生徒の表現力や創造力を一層のばすとともに、広く一般の作文に対する関心を高め国語教育振興の一助とする。

- 主 催

株式会社 和歌山放送

- 提供

和歌山県農業協同組合連合会
わかやま市民生活協同組合

- 後 援

和歌山県
和歌山県教育委員会
和歌山県連合小学校長会
和歌山県中学校長会
和歌山県小学校教育研究会国語部会
和歌山県中学校教育研究会国語部会
和歌山県 PTA 連合会

- 放送作文応募条件および要領

- (1) 応募者は、小・中学校の児童生徒に限る。
- (2) 応募作文は、児童生徒の自作で未発表作文に限る。
- (3) 応募作文は、小・中学校とも自由課題とする。(読書感想文は除く)
- (4) 応募作文は、一人一遍とし、原稿用紙を用い、長さは小学校1年生は400字以上、2年生～6年生は800字以上1200字程度、中学生は1600字程度とする。
(なお、原稿のコピーでの提出はご遠慮ください)
- (5) 応募作文の締切は、毎月20日までとする。
〒640-8577 和歌山市湊本町3丁目3番地 和歌山放送「わたくしの作文」係宛、学校の先生を通じて応募表を添えて提出する。
- (6) 応募作文は、原則として本人の手書きで読み間違いのないよう清書し、必ず学校名、学年、氏名(ふりがなをつける)、性別を明記する。
なお本文の誤りやすい固有名詞・人名にはふりがなをつける。
- (7) 放送作文は、運営委員会の審議を経て、応募作文の中から選考する。

- (8) 原則として応募作品は返却できません。
- (9) 全応募者には、和歌山放送から参加賞として記念品を贈る。放送に採用された作者には、録音CDを贈る。
- (10) 放送作文についての著作権ならびに放送権は和歌山放送に帰属する。

● 年間表彰作文と審査の表彰

(1) 審査

上記応募作文を別に定める年間表彰審査基準に従って審査する。

(2) 審査員

審査員は、運営委員会および学識経験者若干名をあてる。

(3) 表彰

年間表彰	文部科学大臣賞	1編
	県知事賞	小学校2編、中学校1編
	県教育委員会賞	小学校2編、中学校1編
	和歌山放送賞金賞	小学校2編、中学校1編
	和歌山放送賞銀賞	小学校2編、中学校1編
	優良賞	小学校6編、中学校3編

受賞作分に対しては、賞状の他、副賞として記念品を贈る。

なお、この企画に特に協力いただいた学校には、賞状と記念品を贈る。

● 放送作文の放送時間および番組内容

(1) 放送時間：毎週月～金 午後0：40～0：50（10分間）

再放送：翌週月～金 午前5：20～5：30（10分間）

(2) タイトル：わたくしの作文

(3) 放送形式：和歌山放送アナウンサーまたは本人が朗読する。

● 運営委員会

わたくしの作文は運営委員会の審議を経て実施運営する。

運営委員会は……

- 和歌山県教育委員会
- 和歌山県小学校教育研究会国語部会
- 和歌山県中学校教育研究会国語部会
- 各郡市国語教育研究会
- 和歌山放送

をもって構成する。

※運営委員会には、委員長および副委員長を置き、事務局を和歌山放送に設置し、事務運営を行う。

※運営委員会は年1回開催する。なお、運営委員会には、小委員会を設ける。

※小委員会は、毎月1回開催する。ただし必要があるときは、臨時に開催することがある。

(参考事項)

- (1) 応募PRは、広く小・中学校に依頼状と和歌山放送の電波によって行います。
- (2) 各学校において教育教材として、この放送CDを希望する場合は放送後1ヶ月以内に下記へお申し出ください。

〒640-8577 和歌山市湊本町3丁目3番地

和歌山放送「わたくしの作文」係

- (3) 実施要領および応募表は和歌山放送ホームページ(<http://wbs.co.jp>)でご覧いただけます。

